

随意契約事後公表内容報告書

契約件名 宜野湾市自治会文書配達業務委託契約

事 項	内 容
1 契約相手方の名称及び住所	公益社団法人宜野湾市シルバー人材センター 宜野湾市新城二丁目4番11号
2 契約理由	次に掲げる選定基準の条件を満たし、見積書提出者が当該団体のみであること。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 (2) 本市に拠点を有し、地域を熟知し、業務を迅速かつ的確に遂行することが可能であること。 (3) 本市との契約締結で良好な実績を有し、今後においても誠実かつ確実な契約の履行が見込まれること。
3 契約締結年月日	令和6年4月1日
4 契約金額 (消費税込み)	187,800円(年間25回を予定)
5 その他	

随意契約の事前公表内容報告書

契 約 件 名 宜野湾市自治会文書配達業務委託契約

事 項	内 容
1 契約内容 (契約に係る物品又は役務の名称及び数量)	(1) 市が指定する方法による市内 23 自治会への文書配布業務 (2) 契約期間は、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日とし、配達日は、当該期間中の隔週金曜日（祝日を除く。）とする。
2 契約の相手方とした理由 (相手方の決定方法)	下記の選定基準をすべて満たす者。
3 選定基準	(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 3 号に規定する団体等であること。 (2) 本市に拠点を有し、地域を熟知し、業務を迅速かつ的確に遂行することが可能であること。 (3) 本市との契約締結で良好な実績を有し、今後においても誠実かつ確実な契約の履行が見込まれること。
4 申請方法	(1) 見積書の提出による。 (2) 提出期限は、令和 6 年 4 月 1 日（月）とする。
5 契約担当課	総務部 総務課 総務係 T E L : 8 9 3 - 4 4 1 1 (内線 1222) F A X : 8 9 2 - 7 0 2 2 E-mail : soumu01@city.ginowan.okinawa.jp